

オオタカの国内希少野生動植物種の 指定解除及び保全策について

国内希少野生動植物種の選定要件

【種の保存法第4条】

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

【希少野生動植物種保存基本方針】

- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

国内希少野生動植物種の指定解除要件

【絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略】 (平成26(2014)年4月策定)

○個体数の回復により環境省レッドリストカテゴリーから外れ、ランク外と選定された場合、指定を解除する。

○カテゴリーが準絶滅危惧 (NT) へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 以上に選定されない場合、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始する。

→解除したことにより個体数が減少し、再び環境省レッドリストカテゴリーが上がり絶滅危惧種に選定される場合には、再度指定することを検討する。

※ルリカケス:平成20年に、レッドリストがランク外になったことにより解除

オオタカに関するレッドリスト等の経緯

- 平成 3年 第1次レッドデータブック公表
(1991) オオタカはV(危急種。現行カテゴリーのVU)
- 平成 5年 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定
(1993) (特殊鳥類法による特殊鳥類指定を引き継ぐ)
- 平成 8年 猛禽類保護の進め方公表(平成24年改訂)
(1996)
- 平成10年 第2次レッドリスト(RL)公表
(1998) オオタカはVU(絶滅危惧Ⅱ類)
- 平成18年 第3次RL公表 オオタカはNT(準絶滅危惧)
(2006)
- 平成24年 第4次RL公表 オオタカはNT(準絶滅危惧)
(2012)

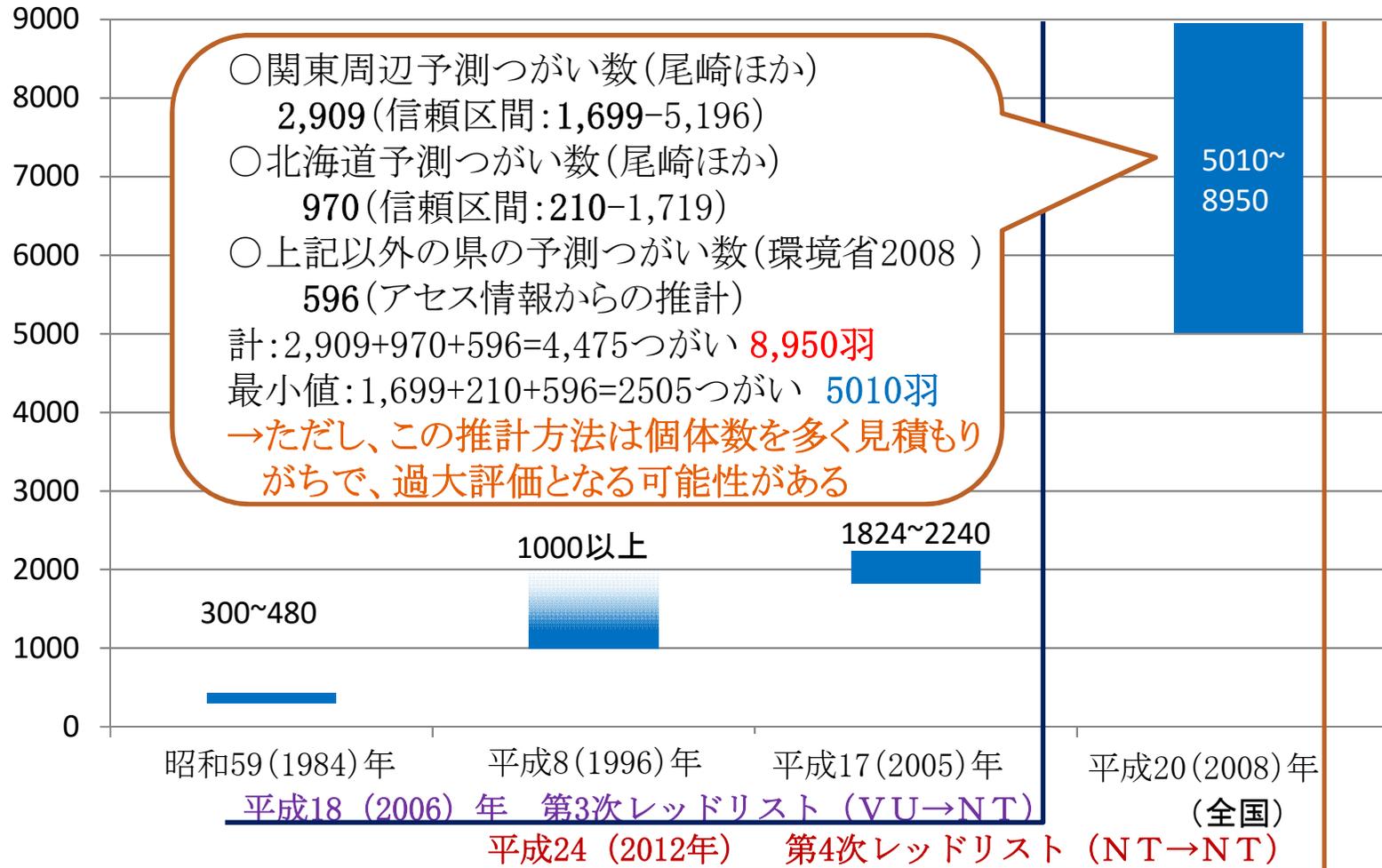
オオタカのVUからNTへの変更理由(H18(2006).12.22)

【レッドリスト参考資料】

1980年代は確認生息数が500羽以下であり、密猟による繁殖の失敗の報告もあいついでいた。環境省は、平成8(1996)年に「猛禽類保護の進め方」をとりまとめ、オオタカについても生息地の開発計画などへの保全対策を求めてきた。環境省(2006)によるオオタカ保護指針策定調査で確認された繁殖つがい数は、912から1140となり、成熟個体数は約2000羽以上とされた。また、個体数の減少傾向も見られないことから、VUから除外することとなった。ただし、主な生息地域である山麓部分では依然として開発圧力が高いことから、NTとした。

推定個体数の推移

(羽)



オオタカ関係者へのアンケートや文献調査により、2008年以降個体数が大きく減っていないことを確認(環境省2014)

オオタカが絶滅危惧Ⅱ類(VU)に該当するかの検討

【VUのカテゴリー判定基準(定量的要件)】

A. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じた減少率(50%以上または30%以上)等に係る基準

この要件にあてはまるような急激な減少はしていない。

B. 出現範囲(20,000km²未満)もしくは生息地面積(2,000km²未満)等に係る基準。

オオタカの分布は北海道から九州までわたっており、この基準は該当しない。

C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される等。

10%以上の継続的な減少は推定されない。

D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。

成熟個体数は2,000羽以上と推定。

日本全国を対象とする環境省版のレッドリストとしては、絶滅危惧Ⅱ類に該当しない

国内希少種指定解除の検討経過

- 平成24（2012）年8月28日 第4次レッドリストの公表
オオタカは、準絶滅危惧（NT）と評価。
- 平成25（2013）年5月15日 野生生物小委員会
オオタカを国内希少種から解除する方向で検討を開始することについて了承。
 - ・平成25年6月3日～7月2日：パブリックコメント
- 平成25（2013）年7月17日 野生生物小委員会
パブコメ結果について報告。
 - ・平成25（2013）年10月23日：オオタカ問題シンポジウム
 - ・平成26（2014）年3月9日：東京オオタカシンポジウム
 - ・平成26（2014）年7月：オオタカ生息状況に関する追加のアンケート調査
 - ・平成26（2014）年10月4日：シンポジウム（希少種解除の課題）
- 平成26（2014）年10月16日 野生生物小委員会
指定解除するという方針について合意。ただし、指定解除後の保全策について説明する必要性が指摘された。
 - ・平成28（2016）年1月～3月 指定解除に係る意見交換会
 - ・平成28（2016）年4月まで ホームページ上でも意見募集

オオタカの指定解除に関する意見

【解除に関する意見】

- ・指定解除の根拠(個体数や調査方法等に対する疑問や再調査要望など)(9件)
- ・地域差についての意見(特定の地域での減少やその評価の必要性など)(21件)
- ・生息環境の変化(生息環境の変化の評価などが必要)(4件)
- ・解除への意見(解除は当然、留意が必要、解除に反対、指定も要検討など)(8件)

【解除する際の対応に関する意見】

- ・有害鳥獣捕獲(許可基準必要、有害鳥獣の扱い、ガイドライン作成要望など)(5件)
- ・その他鳥獣法関係(流通、亜種輸入規制、輸出入規制、違法捕獲の懸念など)(13件)
- ・「猛禽類保護の進め方」への意見(法的担保、拘束力低下の不安、見直しなど)(6件)
- ・モニタリング(箇所数や関東以外の追加、手法の開発、アセス活用など)(33件)
- ・再評価・解除に関する意見(基準が不明確、再指定の効果への疑問など)(10件)

【その他の意見】

- ・オオタカ識別マニュアルに対する意見(識別困難など)(2件)
- ・里地里山に関する意見(保全制度・保全策の必要性、重要里地里山など)(24件)
- ・開発に対する影響(開発進行の心配、個々の合意形成が重要など)(17件)

解除後の対応

①捕獲等の規制

【現状】

- ・種の保存法、鳥獣法による捕獲等の規制。

【指定解除後の対応】

- ・鳥獣法により、引き続き捕獲が規制される。
→「希少鳥獣」の指定解除により、許可権限は県へ。
- ・生きている個体は、鳥獣法に基づく飼養登録の対象となる。(都道府県に登録。1年更新。足輪装着。)
- ・鳥獣法では、愛がん飼養・販売目的での捕獲は許可されない。
- ・捕獲後の個体を飼養する場合の飼養者を地方公共団体等に限定するよう、捕獲許可の際に審査する捕獲個体の取り扱いに関し、基本指針において基準として示すことを検討予定。

解除後の対応

②流通の規制

【現状】

- ・種の保存法による譲渡し等の規制。

【指定解除後の対応】

- ・鳥獣法による販売規制措置（「販売禁止鳥獣等」への追加）を講じる予定。

※鳥獣（繁殖したものを含む。）又は卵について、

都道府県知事の許可を受けた場合を除き、販売を禁止。

※現状では、ヤマドリが対象になっている。

解除後の対応

③輸出入の規制

【現状】

- 種の保存法による輸出入の規制
- ワシントン条約付属書Ⅱ掲載種のため外為法による水際規制(年間100羽前後の別亜種が輸入)。
- 違法取引の防止のため日本産亜種と外国産類似亜種を識別するマニュアルを改訂(平成28(2016)年5月改訂)。



【指定解除後の対応】

- ワシントン条約付属書Ⅱ掲載種であることは変わらないため、外為法による規制は継続。
- 鳥獣法により、輸入個体が適法に捕獲等がされたことを証明する書類の添付、輸入個体への標識装着の義務付け(輸入を規制する鳥獣及び「特定輸入鳥獣」への追加)を予定。

※現在、オシドリ、ヒバリなど21種を指定

解除後の対応

④モニタリングの実施

【指定解除後の対応】

- ・定期的なモニタリングの実施を予定。

東日本:民間による既存のオオタカの調査・保護活動と連携して、生息状況の変化を定量的に把握するためのモニタリング区(6箇所程度)を選定して営巣数と繁殖成績などを調査

西日本:生息密度が低いため、聞き取り調査により状況を把握

- ・生息状況の変化について定量的に把握するため、モニタリング区を設定
- ・そのほか、指定解除後の捕獲状況など必要な情報の収集についても検討中。

解除後の対応

⑤指定解除後の再評価

【指定解除後の対応】

- ・モニタリング等により個体数の減少が確認された場合は、速やかに「絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会鳥類分科会(非公開)」を開催し、レッドリストカテゴリーの再評価を行う。
- ・その結果、絶滅のおそれがあると評価された際には、毎年開催する「国内希少野生動植物種の指定に関する検討会」において速やかに検討し、遅滞なく国内希少野生動植物種への再指定を行う。